

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）（抜すい）

（保健師学校養成所の指定基準）

第2条 法第19条第1号の学校及び同条第2号の保健師養成所（以下「保健師学校養成所」という。）に係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、6月以上であること。
- 3 教育の内容は、別表1に定めるもの以上であること。
- 4 別表1に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。
- 5 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 6 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 7 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 8 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 9 別表1に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 10 専任の事務職員を有すること。
- 11 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 12 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

（助産師学校養成所の指定基準）

第3条 法第20条第1号の学校及び同条第2号の助産師養成所（以下「助産師学校養成所」という。）に係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 法第21条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、6月以上であること。
- 3 教育の内容は、別表2に定めるもの以上であること。

- 4 別表2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち3人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。
- 5 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 6 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 7 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 8 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 9 別表2に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 10 専任の事務職員を有すること。
- 11 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 12 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(看護師学校養成所の指定基準)

第4条 法第21条第1号の学校及び同条第2号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第11条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法第56条第1項に該当する者（法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第56条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 2 修業年限は、3年以上であること。
- 3 教育の内容は、別表3に定めるもの以上であること。
- 4 別表3に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。
- 5 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 6 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 7 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 8 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。

- 9 別表3に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 10 専任の事務職員を有すること。
- 11 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 12 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(准看護師学校養成所の指定基準)

第5条 法第22条第1号の学校(以下「准看護師学校」という。)に係る令第11条の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第18条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法第47条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。
- 2 修業年限は、2年以上であること。
- 3 教育の内容は、別表4に定めるもの以上であること。
- 4 別表4に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち5人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。
- 5 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 6 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 7 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 8 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 9 別表四に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 10 専任の事務職員を有すること。
- 11 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 12 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

別表1（第2条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学	12(10)	情報処理を含む。
地域看護学概論	3(2)	
地域看護活動論	9(8)	
疫学・保健統計	4	
保健福祉行政論	2(1)	
臨地実習	3	
地域看護学実習	3	
合計	21(18)	

- 備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定の例による。
- 2 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習3単位以上及び臨地実習以外の教育内容18単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表2（第3条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	6（5）	実習中分べん（妊娠7月未満の分べんを除く。）の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき10回程度行わせること。
助産診断・技術学	6	
地域母子保健	1	
助産管理	1	
臨地実習	8	
助産学実習	8	
合計	22（21）	

備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。

2 看護師学校養成所のうち第4条第1項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表3に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習8単位以上及び臨地実習以外の教育内容14単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表3（第4条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	13
専門基礎分野	人体の構造と機能 疫病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	15 6
専門分野	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習 基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	10 4 6 4 4 4 4 23 3 2 8 4 2 2 2
合 計		93

備考 1 単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例による。

2 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

- ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
 - ハ 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
 - ト 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
 - チ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号、第2号又は第3号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
 - リ 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
 - 又 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号、第2号、第3号又は第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所
- 3 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習23単位以上及び臨地実習以外の教育内容70単位以上（うち基礎分野13単位以上、専門基礎分野21単位以上及び専門分野36単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表4（第5条関係）

科 目		時間数		
		講 義	実 習	計
基礎科目	国語	35		35
	外国語	35		35
	その他	35		35
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	105		105
	食生活と栄養	35		35
	薬物と看護	35		35
	疾病の成り立ち	70		70
	感染と予防	35		35
	看護と倫理	35		35
	患者の心理	35		35
	保健医療福祉の仕組み	35		35
	看護と法律			
専門科目	基礎看護	315		315
	看護概論	35		35
	基礎看護技術	210		210
	臨床看護概論	70		70
	成人看護	210		210
	老年看護			
	母子看護	70		70
	精神看護	70		70
	臨地実習		735	735
	基礎看護		210	210
	成人看護	385		385
	老年看護			
	母子看護		70	70
精神看護		70	70	
合 計		1,155	735	1,890

備考 演習及び校内実習は講義に含まれる